

【掲載官報】

平成 22 年 9 月 29 日 本紙第 5406 号

【法令名】

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

【法令番号】

平成 22 年 9 月 29 日 政令第 206 号

【管轄省庁】

厚生労働省

【施行期日】

平成 22 年 10 月 1 日

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 22 年 9 月 29 日政令第 205 号）

【制定の根拠規定】

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号）

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号）の一部の施行に伴い、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）その他の関係政令について所要の規定の整理を行う。

* 規定の整理を行う政令

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）

租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和 47 年政令第 46 号）

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和 48 年政令第 195 号）

特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令第 124 号）

* （参考）施行される法の内容

「雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善」

○事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、

事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者について、2年を超えて遡及適用する。

○上の場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、その納付を勧奨する。

.....